

岩崎先生「新興市場の企業犯罪： 中東欧・ロシア・中国」 コメント

馬 欣欣
法政大学 経済学部

主 な 内 容

1. 全体評価

2. 補足資料（中国）

国有企業の実態

党－政府－企業の「三位一体」

3. 3つの質問

1. 全体評価

- 學術的貢獻
- 社會的意義

学術的貢献

- **新たな企業犯罪データの構築**

従来ほとんど利用されてこなかったデータを活用し、中東欧・ロシア・中国を包括する大規模データを構築することで、**新興市場における企業犯罪の国際比較**を行うことを可能にした（**比較経済論**）

- **企業統治と企業犯罪の関係を実証的に検証**

企業統治の中核である取締役会に着目し、**経営監督メカニズム**が企業犯罪を抑止できるのかを検証（**産業組織論、犯罪経済学、企業経営学**）

- **制度要因も着目**

企業レベルの要因だけでなく、**法制度などの国家レベルの要因**を分析枠組みに取り入れている点に特徴がある（**制度経済学**）。

- **ロシア・中国特殊の要因を明らかにする**

新興市場の共通要因に加えて、**ロシアや中国に固有の制度・経済・企業環境**が企業犯罪に及ぼす影響を解明（**地域経済研究**）

社会的意義

- 新興市場における**企業犯罪の実態と発生メカニズムの可視化**に貢献
- 企業レベルのガバナンス改革だけでなく、**国家制度・法執行環境の整備の重要性**を示唆
- 中東欧・ロシア・中国の比較を通じて、**市場経済化・体制移行と企業犯罪の関係**を考えるための重要な政策的示唆を提供

総合評価

企業犯罪研究と新興市場研究を接合し、経済理論に基づき、**企業・取締役会・国家制度という複数のレベルから企業犯罪を捉える包括的な分析枠組み**を提示した点が、本研究の大きな学術的・社会的意義である。

2. 中国国有企業（補足）

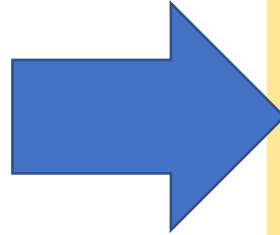
- 中国国有企業の実態
- 党－政府－企業の「三位一体」

中国の体制移行と国有企業の改革

計画経済期
(1949～1977)
(国有)

国有企業

集団企業



市場経済移行期
(1978以降)
(混合型所有制)

- 国有企業の改革
- 非国有部門
(民営、外資系企業、
混合型「合資」)

計画経済期の工業における所有制形態別 企業数の構成比の推移

単位：％

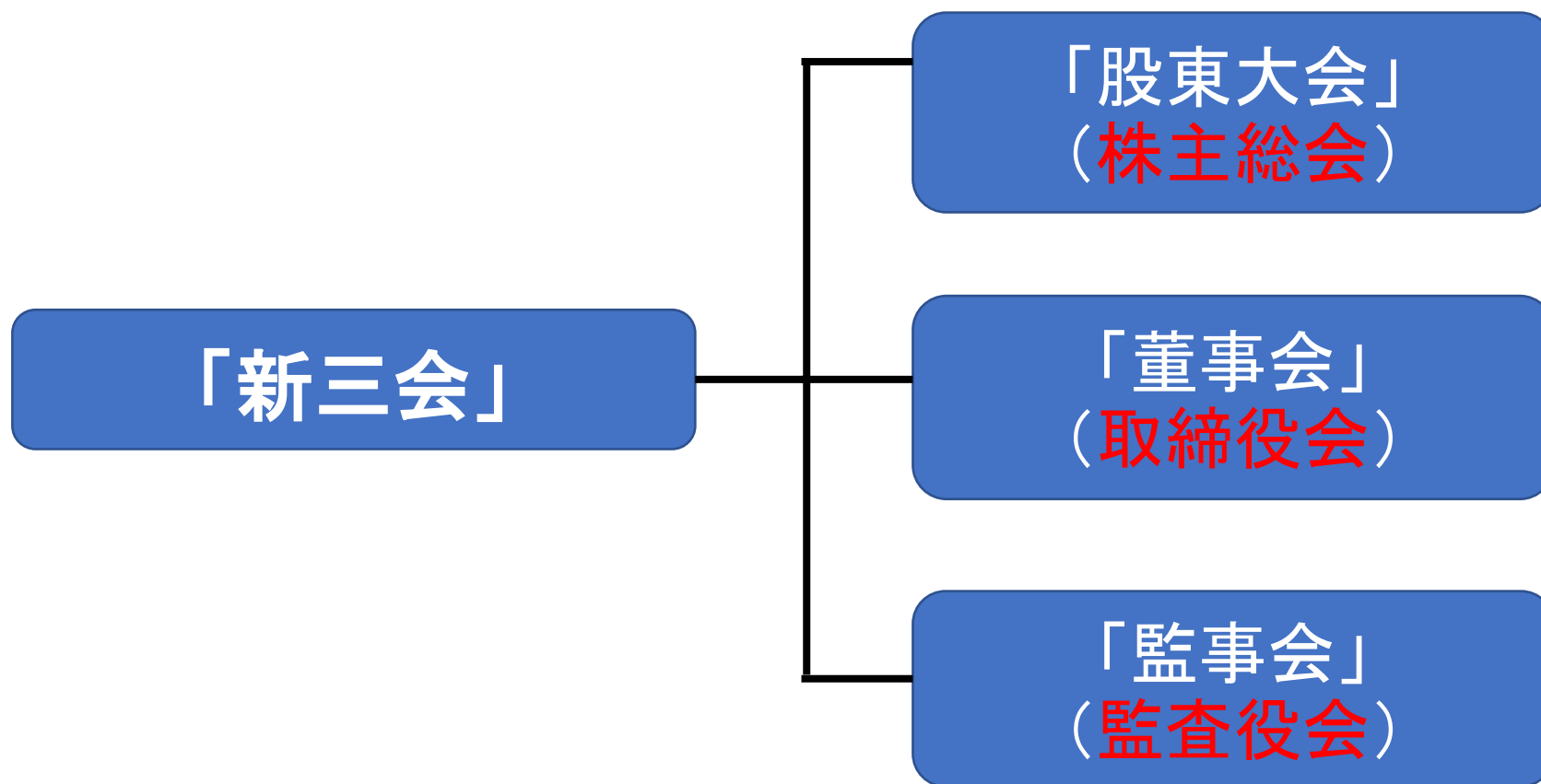
年次	国有企業	国有合資企業	民営・外資系企業
1949	34.7	9.5	55.8
1950	45.3	17.8	36.9
1951	45.9	25.4	28.7
1952	56.0	26.9	17.1
1953	57.5	28.5	14.0
1954	62.8	31.9	5.3
1955	67.7	29.3	3.0
1956	67.5	32.5	0.0

出所：国家統計局（1959）のデータに基づき筆者作成。

国有企業改革の経緯

- 「放権譲利」「拡権譲利」型の改革（1979～1985 年）
- 「経営請負責任制」の導入（1986～1990年）
- 現代企業制度の導入（1990～2000年）
- 混合型所有制の改革（2000年以降）

国有企業の内部統治(改革後)



出所：筆者作成。

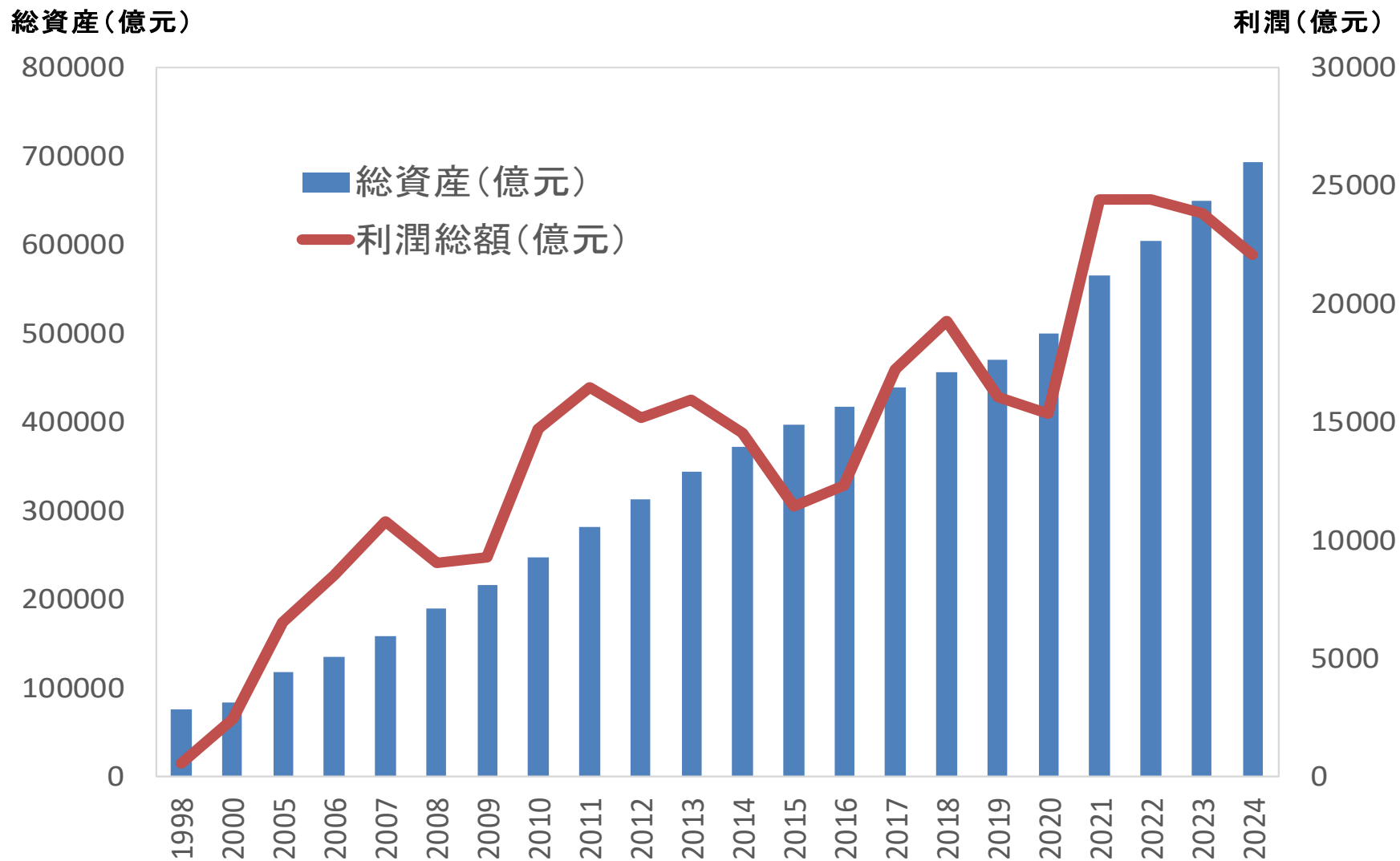
中国工業における国有企業のシェア(%)

単位: %

年次	企業数	総資産	売上高	従業員数
1998	39.2	68.8	52.3	60.5
2000	32.8	66.6	50.2	53.9
2005	10.1	48.1	34.4	27.2
2010	4.5	41.8	27.9	19.2
2015	5.0	38.8	21.8	18.2
2022	5.7	37.7	28.2	17.6

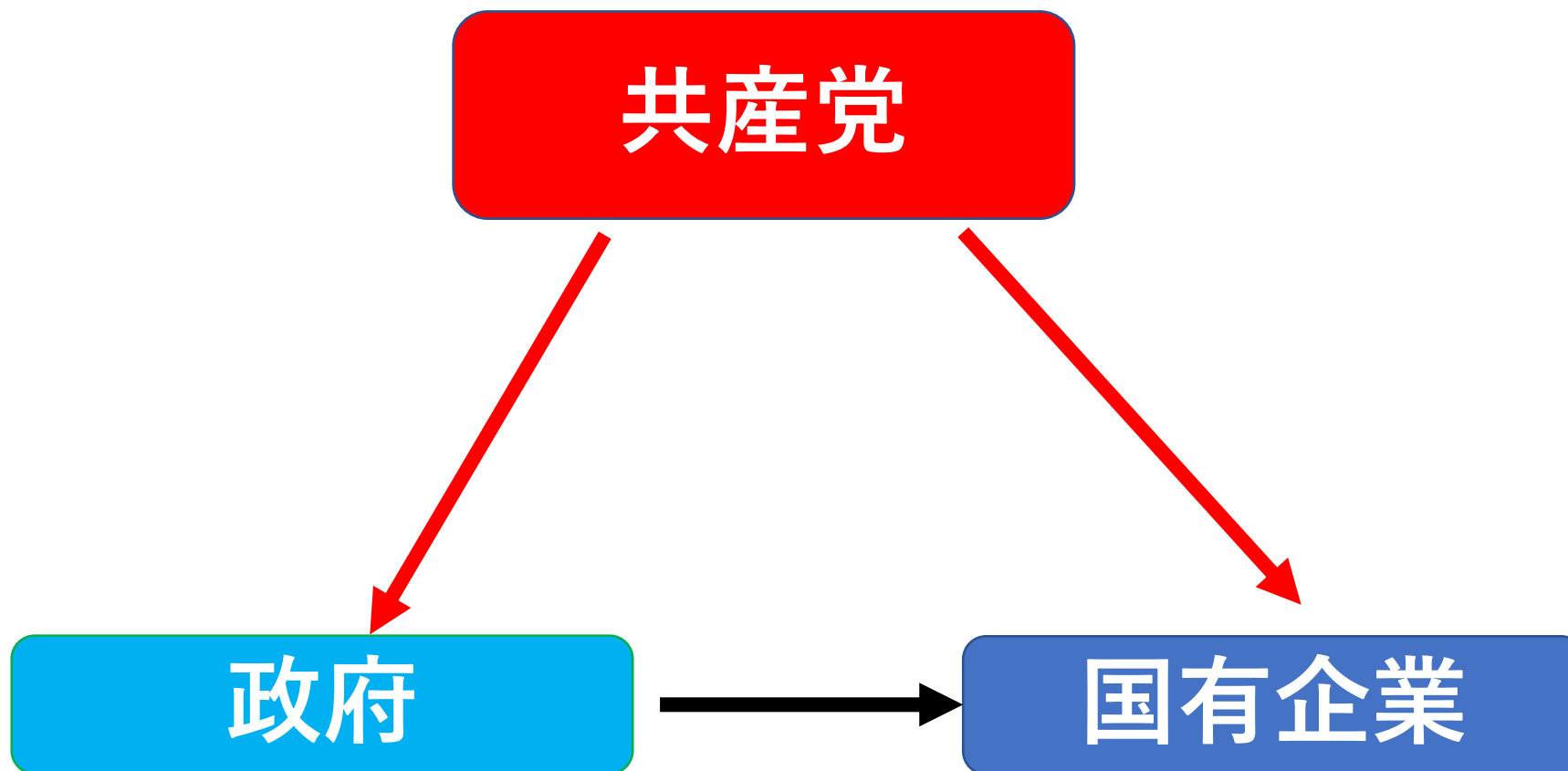
出所：国家統計局のデータに基づき筆者作成。

中国工業：国有支配企業の資産と利潤総額の推移



出所：国家統計局(2025)のデータに基づき筆者作成。

党・政府と国有企業（党・政・企の「三位一体」）



出所：筆者作成。

中国における党組織と企業統治

- 中国会社法第19 条

共産党規定に基づいて、**会社には、中国共産党組織が設立**され、党の活動が行われる。会社は、**党組織が活動を行うための必要な条件を提供**しなければならない。

- 「企業党組織の活動経費問題に関する中国共産党中央組織部・財政部通知」

企業内党組織の活動経費は、党内会議を開催し、党内の宣伝教育活動及び組織活動を行い、党員及び入党を希望する積極活動者を養成し、有能な党員及び党組織活動の奨励を行う等の費用を含むものであり、**その財源としては、通常の党費に加えて、企業の管理費も不足を補う。**

3. 質 問

質問1：企業犯罪のデータについて

- 本研究では、従来あまり利用されてこなかった情報源（**グリッド GRID**）を用いて企業犯罪の発生率を測定されていますが、このデータによって把握できる企業犯罪と、把握できない企業犯罪との間に、どのようなバイアスが生じる可能性があるのでしょうか。
- 国によって企業犯罪の発見・報道・摘発の程度が異なる可能性があるのではないか。

質問 2：体制移行国の異質性について

- 新興市場内部の差異（市場経済の進展と制度整備の度合い？）
- 企業犯罪における企業所有制形態間の差異をどう捉えるのか（例えば、国有企業、国内民営企業、外資系企業、独資国有と混合型国有との差異など）
- 党組織・党員人事と企業犯罪との関係（中国）

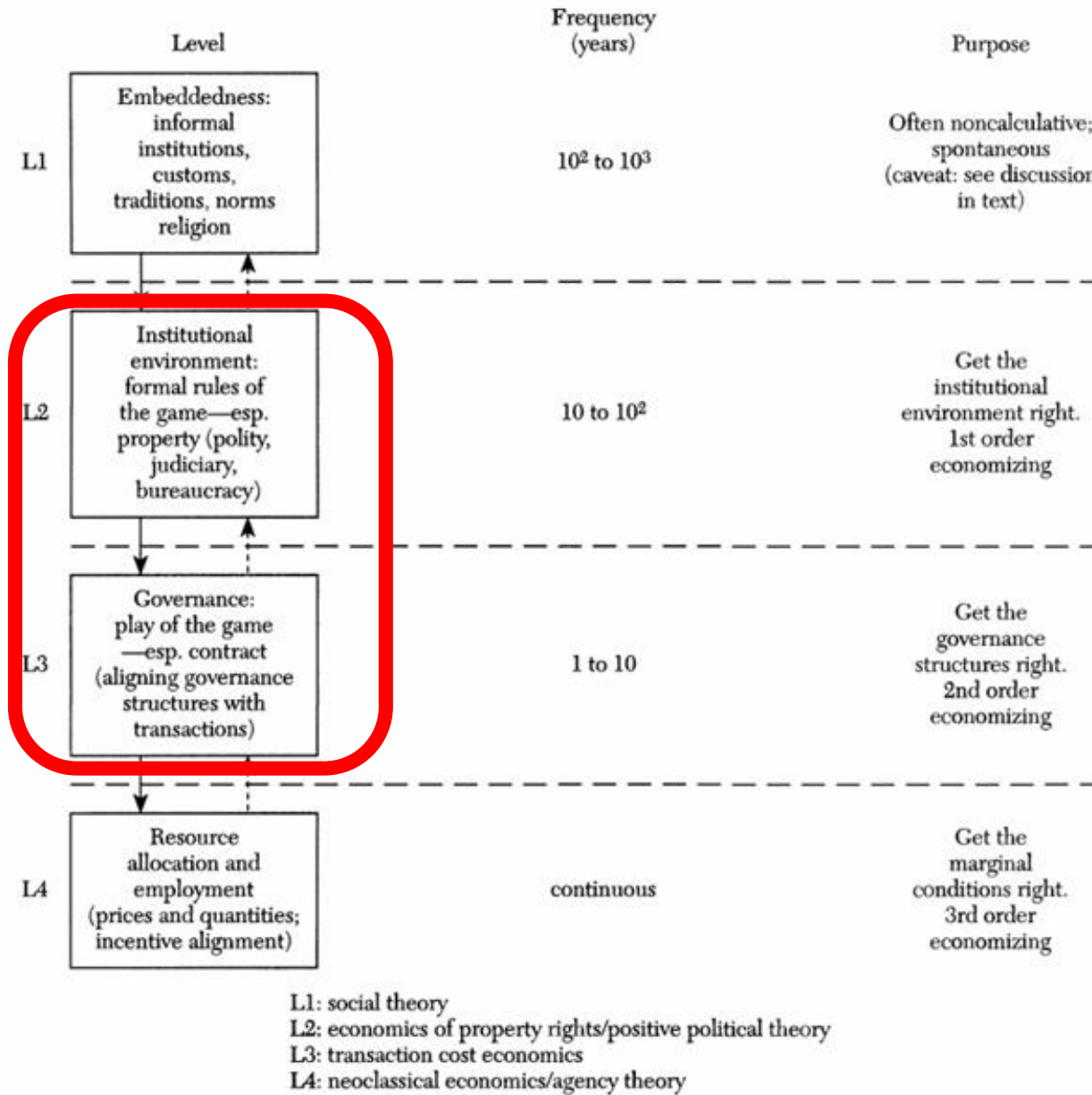


Figure 1. Economics of Institutions

制度経済学の 理論フレームワーク

Williamson, Oliver E. 2000. "The New Institutional Economics: Taking Stock, Looking Ahead."

Journal of Economic Literature 38(3): 595–613.

<https://doi.org/10.1257/jel.38.3.595>から引用

3. 質 問（つづき）

質問 3：取締役会と国家制度の相互作用について

本研究では、企業レベルのガバナンスとして取締役会の役割と、国家レベルの制度要因の双方に注目されていますが、両者は企業犯罪の抑止においてどのように相互作用すると考えられるでしょうか。

- 優れた取締役会が存在しても、法制度や法執行が弱ければ企業犯罪を十分に抑止できないのか
- 制度が整備されれば企業内部のガバナンスの重要性は低下するのか
- 相乗効果が存在するのか